

旭川市医療的ケア児保育ガイドライン策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)に基づき、旭川市における保育所等での医療的ケア児の安全かつ円滑な受入れを推進するため、「旭川市医療的ケア児保育ガイドライン」を策定することを目的とし、旭川市医療的ケア児保育ガイドライン策定会議(以下「策定会議」という。)を開催する。

(職務)

第2条 策定会議は、保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備及び安全管理基準等を定めた「旭川市医療的ケア児保育ガイドライン」の策定及び運用に関し必要な事項についての意見交換を行う。

(参加者)

第3条 策定会議の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 小児科に関する専門的な知見を有する医師
- (2) 医療的ケア児を受け入れている保育施設等の代表者
- (3) 医療的ケア児等総合相談室の相談員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会議及び進行)

第4条 策定会議は、市長が招集する。

2 策定会議の議長は、事務局をもって充て、会議の進行を行う。

3 策定会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、こども・女性・若者未来部こども保育課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の実施に関し必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、こども・女性・若者未来部こども保育課保育推進担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。